



# 2023年版 くらしの 豆知識



## 見守り 新鮮情報

「契約中の**大手電力会社**の代理店を名乗る人が突然訪問し『電気代が**安く**なる。電気の**検針票**を見せてほしい』と言われ、理解しないまま申込書に**署名**し**供給地点特定番号**を書いてしまった。書面はなく、

内容がよく分からないので「解約したい」と地域の高齢者から民生委員の私に相談があった。どう対応したらよいか。  
(当事者：70歳代 男性)



## 検針票は見せないで 電気の 契約切り替えトラブル

### よくこと助言

- 電気の契約を切り替えると電気代が安くなると勧誘されても、料金プランや算定方法などをしっかり説明してもらい、自分に合っているかよく検討することが大切です。周りの人に相談するのもよいでしょう。
- 大手電力会社などを名乗るケースがみられます。実際の契約先はどこになるのか、事業者名や連絡先をよく確認しましょう。
- 電力会社等は、検針票に記載されている顧客番号や供給地点特定番号などにより契約を行っています。記載情報を元に勝手に契約を切り替えられるケースもあるため、安易に教えないようにしましょう。
- クーリング・オフができる場合もあります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等(消費者ホットライン 188)、もしくは経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口(03-3501-5725)にご相談ください。



イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第414号 (2022年1月18日) 発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、  
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン  
188 (いやや)



岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209  
平日 9:00~17:30、土日 10:00~16:00 (年末年始・祝日休み)